

○国立大学法人埼玉大学不動産管理規則

〔平成16年4月1日〕
規則第142号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 令和5. 3.16 4規則77

目次

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 管理（第9条－第18条）

第3章 雑則（第19条－第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学会計規則（以下「会計規則」という。）第32条及び第33条の規定に基づき、本学における不動産の管理に関する基本的事項を定め、もって、不動産の適正かつ効率的で良好な管理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学における不動産の管理については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

（不動産の範囲）

第3条 この規則において「不動産」とは、会計規則第31条に定める固定資産のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 土地
- (2) 建物（その附属設備を含む。以下同じ。）
- (3) 構築物（立木竹を含む。）
- (4) 船舶（水上運搬具を含む。）
- (5) 借地権（地上権を含む。）その他これらに準ずる権利
- (6) 特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他これらに準ずる権利

（不動産の分類）

第4条 不動産の分類は、別表のとおりとする。

（管理の総括）

第5条 不動産の管理は、学長が総括する。

（不動産管理責任者）

第6条 不動産の管理に関する事務を掌る者として、別に定める不動産管理責任者を置く。

2 学長は、不動産管理責任者に事故があるとき又は欠けたときは、代理者を置くものとする。

(管理の義務)

第7条 不動産の管理に関する事務を行う役職員は、この規則その他の不動産の管理に関する規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならない。

(不動産の管理に関する報告等)

第8条 学長は、必要があると認めるときは、不動産管理責任者に不動産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要な措置を講ずることができる。

第2章 管理

(取得の措置)

第9条 不動産管理責任者は、新たに不動産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした上で、学長の承認を得なければならない。

- (1) 件名
- (2) 不動産の概要
- (3) 取得の時期
- (4) 取得に係る予算及び見込額
- (5) その他必要な事項

2 学長は、前項の不動産が国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第17条に規定する重要な財産（以下「重要な財産」という。）に該当するときは、当該不動産の取得について、役員会の議を経て決定する。

3 不動産管理責任者は、第1項の承認があったときは、経理責任者又は分任経理責任者（以下「経理責任者等」という。）に取得の措置を請求するものとする。

4 経理責任者等は、前項に規定する請求があったときは、不動産の取得手続をとるものとする。

(寄附による受入れの措置)

第9条の2 不動産管理責任者は、寄附により新たに不動産を受け入れようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした上で、学長の承認を得なければならない。

- (1) 件名
- (2) 不動産の概要
- (3) 寄附の目的
- (4) 寄附の時期
- (5) その他必要な事項

2 学長は、前項の不動産が重要な財産に該当するときは、当該不動産の受入れについて、役員会の議を経て決定する。

3 不動産管理責任者は、第1項の承認があったときは、当該不動産の授受を確実に
行うための証書を取り交わす等、受入れに必要な措置を行うものとする。

4 寄附により不動産を受け入れた場合は、時価等を基準にした公正な評価額をも
って取得価額とする。

(登記又は登録)

第10条 学長は、登記又は登録を必要とする不動産を取得し、又は受け入れたと
きは、法令の定めるところにより登記又は登録を行うものとする。

(不動産の監守等)

第11条 不動産管理責任者は、不動産監守責任者、不動産補助監守責任者、火元
責任者及び鍵保管責任者(以下「不動産監守責任者等」という。)を置くもの
とする。

2 前項の不動産監守責任者等の事務の範囲等については、別に定める。

3 不動産管理責任者は、必要があると認めるときは、不動産監守責任者等に不動
産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要な措置を講ずることができ
る。

(不用の決定)

第12条 学長は、使用する必要がなくなった不動産、又は使用することができな
くなった不動産について、不用の決定をすることができる。

(売払等及び廃棄)

第13条 不用の決定をした不動産は、これを売り払い又は交換(以下「売払等」
という。)することができる。

2 学長は、売払等をしようとするときは、売払等のために必要な措置を講じなけ
ればならない。

3 学長は、売払等をすることが不利又は不適當である不動産及び売払等をするこ
とができない不動産については、これを廃棄することができる。

(重要財産の処分)

第14条 学長は、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部
科学大臣の認可を受けなければならない。

(登記又は登録の抹消)

第15条 学長は、登記又は登録している不動産を処分したときは、登記又は登録
の抹消に必要な措置を講じなければならない。

(貸付)

第16条 不動産は、本学の事務又は事業に支障がないと認められる場合には、貸
し付けることができる。

2 前項の規定による貸付は有償とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長は、次の各号に掲げる場合には、不動産を時価よりも低い対価又は無償でこれを貸し付けることができる。

(1) 本学の事務又は事業の普及又は宣伝を目的とするとき

(2) 本学の事務又は事業の用に供する土地、建物その他の物件の工事又は製造等のため必要なとき

(3) 文部科学省共済組合埼玉大学支部の事務及び事業の用に供するとき

(4) その他学長が特に必要があると認めるとき

4 貸付に係る手続及び貸付料算定基準については、別に定める。

(土地等の貸付)

第16条の2 前条に定めるもののほか、学長は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第34条の2の規定による土地等の貸付を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(借用)

第17条 学長は、必要があると認めるときは、不動産を借り受けることができる。

2 前項により借り受けた不動産の管理については、この規則を準用する。

(修繕)

第18条 不動産管理責任者は、必要があると認めるときは、不動産の修繕に関する必要な措置を講じなければならない。

2 不動産管理責任者は、前項の修繕が不動産の重大な変更を要する場合は、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

第3章 雑則

(帳簿)

第19条 学長は、帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

(報告)

第20条 学長は、毎事業年度末における不動産の管理状況等について、翌年度の5月末までに明らかにしておかななければならない。

(滅失又はき損)

第21条 不動産管理責任者又は不動産監守責任者等は、故意又は過失により、この規定に違反して不動産の管理行為をしたこと、又は管理行為をしなかったことにより、不動産を滅失又はき損し、その他損害を与えた場合は、その損害を弁償する責を負うものとする。

2 不動産を使用する役職員（以下「使用者」という。）は、不動産を滅失又はき損したときは、不動産管理責任者に報告をしなければならない。

3 前項の報告における不動産の滅失又はき損が使用者の故意又は重大な過失によるときは、当該使用者は、当該不動産に相当する不動産又は残存価格若しくは修

繕に要した費用を弁償する責を負うものとする。

4 不動産管理責任者は、第2項の報告を受けたときは、現状を調査して必要な措置を講じなければならない。

5 不動産管理責任者は、前項の措置をしたときは、学長に報告しなければならない。

(弁償命令)

第22条 不動産管理責任者は、前条に掲げる事実が発生したときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項による報告により、その者に対して弁償を命ずるものとする。

(検査)

第23条 学長は、毎事業年度1回以上不動産の管理の実態につき検査員を指名して検査するものとする。また、不動産管理責任者又は不動産監守責任者等が交替した場合で、その必要があると認めた場合についても同様とする。

2 検査員は、前項に規定する検査を完了したときは、検査の結果状況を学長に報告しなければならない。

(保険)

第24条 学長は、必要があるときは、不動産に保険を付することができる。

(雑則)

第25条 この規則に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (令和5. 3.16 4規則77)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

分類	細分類	種類	摘要
固定資産	有形固定資産	土地	本学の有する一切の土地
		建物	本学の有する一切の建物及びその附属設備（仮設物を含む。）
		構築物	土地に定着する建物以外のもので耐用年数1年以上のもの（立木竹を含む。）
		船舶	船舶（水上運搬具を含む。）で耐用年数が1年以上のもの
	無形固定資産	借地権等	借地権（地上権を含む。）、地役権その他これらに準ずる権利
特許権等		特許権、実用新案権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利	